

I 精神科病院の入院について

精神科の入院は精神保健福祉法で定められており、5つの形があります。そのほとんどが、①本人が自ら入院に同意する「任意入院」、②家族等のうちいずれかの者の同意による「医療保護入院」となっています。その他、③医療保護入院の緊急性があるものの家族等の同意が得ることができない場合の「応急入院」④都道府県知事の権限による「措置入院」⑤「緊急措置入院」に分けられます。

1. 任意入院

患者本人の同意に基づく入院の場合、任意入院となります。
症状が改善し、医師が退院可能と判断した場合や、患者本人が退院を希望した場合は退院となります。

2. 医療保護入院

精神障害者であり、医療と保護のために入院の必要があると判断され、患者本人の代わりに家族等が患者本人の入院に同意する場合、精神保健指定医の診察により、医療保護入院となります。連絡のとれる家族等がない場合、代わりに市町村長の同意が必要となります。

II 行動制限と行動制限最小化への取り組みについて

1. 行動制限について

精神科では入院中の患者様の医療や保護のため、やむなく行動制限が行われることがあります。これは法令（精神保健福祉法）により厳格に規定されており、精神病床に入院している精神障害者のみが対象で、医師が必要と判断した場合のみに認められています。これに際して医師は厚生労働省令に定められた内容を診療録に記載し、本人及び家族にできる限り詳細に説明して、十分な理解を得ることが必要です。

2. 行動制限最小化について

私たちが大切にしていることは、この行動制限を、一人一人の患者さんの立場にたち、本当に必要なのか、ほかに代替方法はないのかを常に考え続けるということです。「今の患者さんにとって何が最善か」「尊厳のあるケアとは何か」を多職種間で常に検討し、行動制限最小化に努めています。

3. 行動制限の種類

入院患者様に対する行動制限の内容は①通信・面会の制限 ②隔離 ③身体的拘束 ④任意入院患者の開放処遇の制限に分類されます。

行動制限とは別に、身体固定といって、①車椅子からの転倒・転落に対しての予防目的で車椅子ベルト・体幹ベルトによる身体の抑制、②点滴や経管栄養のチューブなどの抜去予防目的にミトン型手袋の着用③異食やチューブ類の抜去予防目的で衣類の着脱が自由にできない、つなぎ服などを使用して「緊急やむをえない場合のみ」身体損傷防止目的で、対象者の自由な動きを制限することもあります。

これらを行う際にも、身体固定をしない取り組みとして他職種間での話合いや代替方法・解除に向けての検討を毎日行います。

行動制限の1例

①通信・面会の制限

通信・面会が自由であることが原則です。本人以外の意思で面会や通信を制限することはできません。患者本人の「病状の悪化を招き、あるいは治療効果を妨げる」場合に例外として制限されます。

②隔離

患者様ご本人または周囲の方に危険が及ぶ可能性が著しく高く、隔離以外の方法では、その危険を回避することが難しく、一般病室での対応が困難であると判断された場合に、精神保健指定医の指示のもと、医療・保護を図ることを目的に、ご自身の意思では出ることができない個室に入っていただくもの。

③身体的拘束

自傷行為や多動・不穏が著しい場合、身体管理目的の場合、他の方法では防ぐことが困難であると判断された場合に、精神保健指定医の指示のもと、患者様の生命を保護すること及び重大な身体損傷を防ぐことを目的に、専用の拘束具を使用して拘束するものです(手錠や紐、縄等では拘束しません)。

身体的拘束実施時の静脈血栓塞栓症予防について

身体的拘束を行い行動が制限されることにより肺血栓塞栓症・深部静脈血栓症発症リスクが高くなります。「エコノミークラス症候群」という呼び名を聞いたことがあるかと思います。飛行機や自家用車のなかで、長時間じっとしていると足に血栓ができやすく、急に立ち上がったときなどに発症しやすくなります。これを予防するために以下の対策を行います。

- ① 足の運動、マッサージ・・・下肢の血液のうっ滞を防ぎ、血流を促します。
- ② 水分管理・・・血液が濃くなって固まりやすくなる状態になるのを防ぎます。
- ③ 弾性ストッキング・・・医療用の弾性ストッキングを使用します。(購入していただきます 1足 980円)
- ④ 間欠的空気圧迫装置・・・専用ポンプを使用し、定期的な下肢に空気圧を加えます。
- ⑤ 抗凝固薬の使用・・・血液を固まりにくくする薬を使用します。

***身体的拘束実施時には医師から具体的な説明をさせていただきます。**

※入院中に許可なく外出(離院)された場合の対応

ご本人の携帯電話、ご家族に連絡する、病院周囲を探すなどの捜索は行いますが、それでも発見出来ない場合は、警察への捜索願いの届け出について、ご家族に相談のご連絡を差し上げます。

捜索願いについては、原則ご家族が届け出を行うこととなっております。

発見された場合のお迎えは、時間場所に関わらず、ご家族が対応することになりますのでご了承ください。

発見後の病院への受け入れについては、夜間は対応出来ません。

翌日の9時以降に病院から連絡があるまでは、ご自宅で過ごして頂くこととなります。離院の状況や病状によっては、病棟を変更、または退院扱いとさせて頂く場合がございます。